



# おばま家庭育児応援手当について

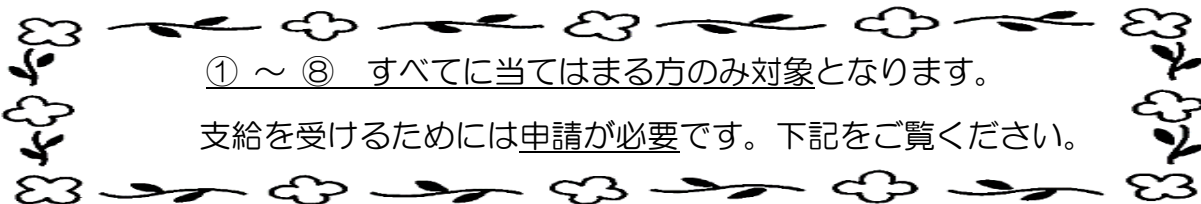
第2子以降の0～2歳児を家庭で育児する世帯を対象に  
家庭育児応援手当を支給します

※令和6年9月から所得制限を廃止しました！

下記の支給要件等を確認のうえ、**支給開始月の前月まで**に申請書類を提出してください。

## 1. 対象者

対象児童	<input type="checkbox"/>	① 小浜市に住民登録があること
	<input type="checkbox"/>	② 世帯において第2子以降であること
	<input type="checkbox"/>	③ 生後8週間を超え、満3歳に満たないこと
	<input type="checkbox"/>	④ 子が認可保育園・認定こども園・幼稚園のいずれにも在園していないこと ※ 今後入園が決定している場合でも、入園前までは受給できます。 例：11月から入園される場合は、9月、10月は受給対象
対象保護者	<input type="checkbox"/>	⑤ 小浜市に住民登録があり、対象児童と住居もしくは生計を共にしていること (※児童手当の受給者が対象児童と同居していない場合等は、養育者が支給対象者になります。)
	<input type="checkbox"/>	⑥ 職場復帰を前提として育児休業給付金を受給していないこと(配偶者含む)
	<input type="checkbox"/>	⑦ 生活保護を受けていないこと
	<input type="checkbox"/>	⑧ 暴力団員や公序良俗に反するものなど、市長が不適切と認めたものでないこと (配偶者含む)
	<input type="checkbox"/>	⑨ ※該当するかどうか分からない場合は市で確認します。その場合、個人情報を調べるため『審査・支払等にかかる同意書(様式第2号)』を先に提出してください。



①～⑧ すべてに当てはまる方のみ対象となります。

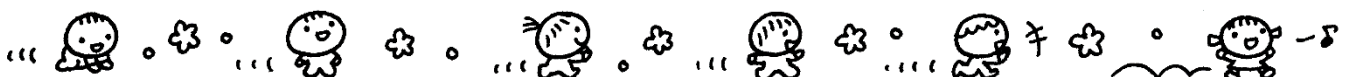
支給を受けるためには申請が必要です。下記をご覧ください。

2. 支給額 対象となる児童1人当たり **月額1万円**

3. 支給期間 対象となった日の属する月の翌月から、支給すべき事由が消滅した日の属する月まで

4. 支給月 **2月・6月・10月** (4か月に1度、4か月分を指定の口座に振り込みます。)

※児童手当と同月にお支払いしますが、同日に支払うものではありません。





## 5. 手当支給の流れ

### 申請書類の提出

※受給資格の認定に必要な申請書類を提出してください。  
提出がない場合、手当の支給はできません。

#### 【申請に必要な書類】

##### ※全員必須

- ◎受給資格認定請求書（様式第1号）
- ◎審査・支払等にかかる同意書（様式第2号）
- ◎育児休業給付金受給申請状況証明書（配偶者含め2枚）（様式第3号）
- ◎振込先口座の通帳のコピー（口座番号、名義人等が記載されている部分）

##### ※1月1日時点で小浜市に住民登録がない場合

- 課税証明書など、1月1日時点で住民登録があった市区町村が発行した市町村民税の所得割額が記載された証明書（世帯分）  
（支給期間が4～8月の場合は前年度、9～3月の場合は当該年度分）

※小浜市の住民基本台帳で申請者と対象児童の続柄を確認できない場合には、戸籍謄本などの提出をお願いすることがあります。

※様式は、ホームページでダウンロードまたは小浜市健康管理センター、子ども未来課窓口にて配布しています。

**【申請受付 小浜市健康管理センター1F 子育て応援センターすくすく窓口】** 小浜市役所 1F 子ども未来課  
 ※郵送での受付も可能ですが、書類に不備や不足があれば、再度または追加の提出が必要になります。

### 審査・支給の決定

※不支給となった場合、手当の支給はありません。

### 手当支給

- ※4か月に1度、4か月分を指定の口座に振り込みます。
- ※本手当金は、雑所得として課税対象となる可能性があります。

※このほか、支給決定後も引き続き支給要件を満たすかどうか、市が定期的に確認します。  
支給要件を満たさなくなった場合は、支給期間であっても支給決定を取り消します。  
また、支給決定の取り消しに伴い、返還金を求めることがあります。

## 6. お問い合わせ先 〒917-0075 小浜市南川町 4-31 小浜市健康管理センター内 子育て応援センターすくすく Tel0770-64-6128

